

実施方針（案）に関する質問回答

本質問回答は、令和7年8月18日時点の回答結果であり、今後公表予定を予定している実施方針及び入札説明書等において変更があった場合は、当該実施方針及び入札説明書等の記載内容が正となります。

No	タイトル	記載箇所					質問	回答
		頁	数	数	(数)	記		
1	本事業の背景・目的	4	第2		(4)		事業（設置）目的とは違う、公園を魅力的にかつ活発に活用する事業の提案は認められますか？事業開始後、新たな魅力向上に帰する事業案について、積極的な導入に向けての協議は可能ですか？	マネジメントビジョン2050の実現に向けた提案を求めており、マネジメントビジョン2050の趣旨から逸脱する提案は認められません。マネジメントビジョン2050の趣旨等に関して不明点等がある場合は、官民対話を通じてご確認いただくことができます。また、事業開始後の追加提案の協議は可能です。
2	譲渡対象物品の有償譲渡について	5	第2	1	(5)	イ	当項目には「本事業に必要な譲渡対象物品を有償で譲り受ける」と記載がありますが、「本事業に必要な譲渡対象物品」の具体的な内容と譲渡価格の決定方法をご教示ください。	譲渡対象物品は、入札公告時点において本公園で使用されている車両、機器、什器、備品、展示物等が対象となります。（現在、運営維持管理業務受託者に貸与している物品を含む。） 譲渡価格は、当該物品の取得価額から減価償却額を控除した時価により算定します。譲渡対象物品の一覧及び譲渡価格の詳細は、実施契約書（案）において示す予定です。
3	特定事業の選定に関する事項	6	第2	1	(5)	イ	本事業に必要な譲渡対象物品を有償で譲り受けるとのことですが、具体的にどの物品を譲渡するか、また、価格の算定法についても教えてください。	No.2のとおりです。
4	譲渡対象物品の有償譲渡	6	第2	1	(5)	イ	譲渡対象物品の具体的な内容および金額と、事業期間中および事業終了時の取扱いについてご教示願います。	譲渡対象物品の内容と金額については、No.2のとおりです。 譲渡後は運営権者の所有資産となり、事業期間中は要求水準を充足する限り、運営権者の判断で更新投資を行うことができます。 事業終了時は運営権者の責任において処分し、本公園を原状に回復する必要があります。また、四国地方整備局又は四国地方整備局の指定する第三者は、運営権者の所有資産のうち必要と認めたものを時価にて買い取ることができます。
5	運営維持管理業務受託者からの資産譲渡	6	第2	1	(5)	ウ	資産譲渡は無償か有償かどちらになりますでしょうか。有償の場合は、金額と事業期間中および事業終了時の取扱いについてご教示願います。	当該資産は、運営権者と運営維持管理業務受託者の個別協議による譲渡を想定しており、四国地方整備局は譲渡の内容及び金額について関与しません。 譲渡後の取扱いは、No.2のとおりです。
6	運営権の存続期間	7	第2	1	(7)		「(8)事業期間を超える設置管理許可の更新」において、「事業期間を超えて10年間を限度として、当該設置管理許可を更新できるものとする」と記載ありますが、運営権についても併せて10年間の延長を可とすることを検討いただけないでしょうか。	運営権の存続期間の延長は検討しておりません。
7	入園料等の設定	8	第2	1	(10)	ア	入園料金及び駐車料金について、『四国地方整備局に届出を行った上で設定することができ、』とありますが、届出だけで承認は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、要求水準書に定める設定条件を充足するように料金設定を行う必要があります。
8	利用サービスの利用料金の設定	8	第2	1	(10)	ウ	利用サービスの利用料金について、運営権者は、四国地方整備局への届出やその承認を経ずに自由に設定できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、設置管理許可を伴う利用サービスは、設置管理許可申請書に添付する管理運営計画書において、その基本的な利用料金等を明記する必要があります。 詳細は、実施契約書（案）において示す予定です。
9	利用サービスの利用料金の設定	8	第2	1	(10)	ウ	『原則として、利用サービスの利用料金を自由に設定し、』とありますが、四国地方整備局への届出もなく設定できるという理解でよろしいでしょうか。	No.8のとおりです。
10	サービス対価	8	第2	1	(11)	ア	サービス対価は、入園料及び駐車料の収入見込額を差し引いて算定するとありますが、毎年度収入見込額を算定し設定するという理解でよろしいでしょうか。また、収入見込額の具体的な算定方法や時期について、ご教示願います。	入園料及び駐車料の収入見込額の算定方法は、契約する民間事業者の提案内容によります。 ただし、入札公告時に、サービス対価の見積参考資料として、入園料及び駐車料の収入見込額の算定条件等を開示することを検討しております。
11	サービス対価	8	第2	1	(11)	ア	収入見込額算定時から民間の創意工夫による収入増や、需要変動等による収入減など、収入が見込額に対して乖離することが想定されます。その場合、実績に応じて精算となるのでしょうか。あるいは、収入が上回った場合は、民間のインセンティブに、収入が下回った場合は、民間の負担となるのでしょうか。ご教示願います。	入園料及び駐車料の収入見込額は、事業期間中には改定しません。したがって、事業期間中の実収入額の増減は、運営権者の収益に帰属します。

No	タイトル	記載箇所					質問	回答
		頁	数	数	(数)	記		
12	サービス対価	8	第2	1	(11)	ア	入園料及び駐車料は、運営権者の収入として民間の自主性と創意工夫を発揮させるために、自由な料金設定が可能と示されています。一方、サービス対価については、入園料と駐車料を差し引いた金額となると示されています。これは、料金設定による収益向上分が民間のインセンティブとならず、サービス対価が減じられることによるのでしょうか。 民間の創意工夫を発揮させるためには、収益向上分は民間のインセンティブとすべきと考えますが、この点を踏まえサービス対価の考え方についてご見解をお示し願います。	No.11のとおり、事業期間中の入園料及び駐車料の実収入額の増減は、運営権者の収益に帰属するため、料金設定によって収益が向上した場合、当該収益向上は民間のインセンティブとなり、サービス対価の変更対象とはなりません。
13	運営準備期間のサービス対価の内容	8	第2	1	(11)	ア	『運営準備期間におけるサービス対価は、原則として、運営準備期間の終了後に、一括して支払うものとする。』について、第2.1.(9).アのごとく理解しておりますが、こちらの業務の具体的な内容をご教示いただけますでしょうか。	運営準備業務には、譲渡対象物品の譲受や、運営維持管理業務受託者からの資産・業務引継ぎ、入園料及び駐車料金の設定、イベント利用規則の策定等が含まれます。詳細は、要求水準書において示す予定です。
14	運営期間のサービス対価の内容	8	第2	1	(11)	ア	運営期間のサービス対価について、『第2.1.(9)イからカの業務の実施に係る費用等から、運営権者の収入となる入園料及び駐車料の収入見込額を差し引いて算定する。』とあるが、第2.1.(12).図において「四国地方整備局支出サービス対価」と「運営権者収入サービス対価」が同じであるため、サービス対価の差し引きはないとの理解でよろしいでしょうか。 もしくは、「四国地方整備局支出サービス対価」はもともと差し引いて算定している対価との理解でよろしいでしょうか。	後段のご理解のとおり、「図 費用負担及び収益還元イメージ」における「四国地方整備局の収支」の「サービス対価」は、入園料及び駐車料の見込額を差し引いて算定されたサービス対価を示しています。
15	小規模更新修繕業務に係るサービス対価の文意確認	8	第2	1	(11)	ア	『毎四半期、運営権者の実支出額に基づいて精算するものとする。』とありますが、こちらは「各事業年度の四半期毎に、運営権者の実支出額に基づいて精算するものとする。」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	運営準備期間のサービス対価の意味	8	第2	1	(11)	ア	『運営準備業務の実施に係る費用等から算定する。』とありますが、運営準備期間は運営維持管理業務受託者と期間がかぶっているが、新規契約者と運営維持管理業務受託者の相互が実施した費用より算出にすると理解してよろしいでしょうか。	本事業と「R5-9 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務」はそれぞれ独立した事業及び業務として実施され、それぞれのサービス対価及び委託費は独立して算定されます。そのため、運営準備期間中、運営権者には本事業の実施に係るサービス対価が支払われます。運営維持管理業務受託者には「R5-9 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務」の委託契約に基づく委託費が支払われます。
17	使用料について	8	第2	1	(11)	イ	「使用料の金額は、実施契約書（案）において定める」とありますが、実施契約書（案）の提示時期をご教示ください。	実施契約書（案）は、令和8年5月頃の入札公告時の公表を予定しています。
18	収益還元について	9	第2	1	(12)	-	収益還元について売上金の割合または一定額と推察しますが、利益還元でなく収益還元とするのは初期投資を妨げる要因になるのでは無いでしょうか。	収益還元の割合（シェア率）は、運営権者の提案に基づき定めるものであるため、初期投資を妨げる要因にはなりにくいと考えております。また、収益還元は、公園利用者に対する公益的なサービスに還元されるため、本公園の魅力向上にも資するものと考えております。
19	収益還元の使途に関する提案と承諾	9	第2	1	(12)	-	収益還元の使途については運営権者の提案により当該使途が可能となるが、これを変更する場合は四国地方整備局との「協議」ではなく、「承諾」が必要であるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	収益還元提案と公益的なサービス提供について	9	第2	1	(12)	-	収益還元は、収益還元の割合（シェア率）又は収益額に基づき、公益的なサービスに還元するとあります。また、収益還元は、金銭の支払いでなく、直接的に公益的なサービスを実施することを想定とあります。 例えば、毎年●万円を還元すると提案した場合、収益還元としては●万円相当の更新修繕等の公益的なサービスを実施するというような理解でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 ※第2.1(12)収益還元の文中の「収益還元の割合（シェア率）又は収益額に基づき」は、「収益還元の割合（シェア率）又は還元額に基づき」に訂正いたします。
21	収益還元の図について	9	第2	1	(12)	-	「図：費用負担及び収益還元イメージ」において、四国地方整備局の収支で、支出の部：破線枠内の「国庫負担軽減に貢献」は、注釈3にある「(四国地方整備局が実施することとされている)更新修繕等」が支出項目として必要ではないかと思えます。さらに収入の部：右側破線枠内は収入項目として、「国庫負担」と「収益還元(国庫負担軽減に貢献)」となるのではないのでしょうか。	「図 費用負担及び収益還元イメージ」は、本事業に係る収支のみを図示しています。四国地方整備局が実施する更新修繕等は、本事業の範囲外で実施されるため、図示していません。
22	運営権者の収支	9	第2	1	(12)	図	運営期間におけるサービス対価は、第2.1.(9)イからカの業務以外の『SPC運営費用、光熱水費等』に関してはサービス対価に含まれているのでしょうか。 含まれていないのであれば、捻出先は入園料及び駐車料金という理解でよろしいでしょうか？	SPC運営費用、光熱水費等は、「第2.1.(9)イからカの業務の実施に係る費用等」の「等」に含まれます。

No	タイトル	記載箇所					質問	回答
		頁	数	数	(数)	記		
23	収益還元	9	第2	1	(12)		「図 費用負担及び収益還元のイメージ」のうち、利用サービス等の使用料とは何を指すのか、ご教示願います。	第2、1、(11)イに記載している使用料です。
24	収益還元の使途	9	第2	1	(12)	-	毎年還元しなくてはならないのでしょうか。例えば、3年間分の収益還元を担保し4年目に使用するなどといった還元方法は可能なのかご教示くださいますでしょうか。	運営権者には、還元額、使途、実行時期を定めた収益還元計画を四国地方整備局に提出し、承認を得ることを求めていることを予定しております。当該収益還元計画に従っていれば、数年間、還元額を留保した上で、還元を実行することも可能です。詳細は、実施契約書（案）において示す予定です。
25	収益還元	9	第2		(12)		入園料やサービス対価は、施設の管理費に補填されるのでしょうか？例えば、企業努力によって入園料が増加した場合、行政からの管理費が増加分、減額となりますか。	No.12のとおり、事業期間中に入園料が増加した場合、当該入園料の増加は運営権者のインセンティブとなり、サービス対価の変更対象とはなりません。
26	開園日及び開園時間の設定	9	第2	1	(13)		休園日の増加若しくは開園時間の短縮が著しい場合には、必要に応じてサービス対価の変更を行うとありますが、「著しい」と判断される基準などがありましたら、ご教示願います。	「休園日の増加若しくは開園時間の短縮が著しい場合」の具体的な判断基準及び当該ケースにおけるサービス対価変更の有無については、今後改めて検討し、要求水準書に反映することを検討します。
27	開園日及び開園時間の設定について	9	第2	1	(13)	-	「休園日の増加若しくは開園時間の短縮が著しい場合」と記載されていますが、サービス対価が変更される開園日数や開園時間の想定をご教示ください。	No.26のとおりです。
28	開園時間延長に伴うサービス対価について	9	第2	1	(13)	-	『運営権者は、本公園の開園日及び開園時間を設定することができる。』『休園日の増加若しくは開園時間の短縮が著しい場合には、必要に応じて、サービス対価の変更を行う』とありますが、こちらはサービス対価を減らすような書き方になり、逆にイルミネーションの開園時間の延長や夏場の夜間開園などの増加などを行う場合のサービス対価はどうなるのでしょうか。ご教示ください。	開園時間の延長等にかかる費用は運営権者の負担となり、サービス対価は変更しません。
29	更新投資等の取扱い	10	第2	1	(14)	ア	「四国地方整備局は、国有施設について、更新投資が必要であると判断したときは、」とありますが、運営権者が「計画更新修繕対象施設」として選択しなかった国有施設やその他の更新修繕が予定されている施設について、20年の事業期間にどの程度修繕されることを予定されているのか、また、この予定がどのような予算措置により担保されるのか、ご教示ください。運営権者の経営リスクに極めて深く関わることなので、明示される必要があると思料します。いつどのような形で明示されるのかお示しください。	事業期間中に四国地方整備局が実施することを想定している更新修繕の内容は、要求水準書の参考資料における長期更新修繕計画として整理する予定であり、令和7年度11月頃の実施方針の公表時に、併せて公表を予定しています。当該更新修繕は、各年度の予算により実施します。
30	事業終了時の取扱い	10	第2	1	(15)	イ	「運営権者の所有する資産のうち必要と認めたものを時価にて買い取る」と記載がありますが、ここで「時価」で定義される具体的な価格の算定方法についてご教示ください。	時価の算定方法は、以下のとおりです。 ①四国地方整備局に譲渡する場合 四国地方整備局の指名する評価専門家及び運営権者が指名する評価専門家により合意した時価算定方法。 ②四国地方整備局の指定する第三者に譲渡する場合 四国地方整備局の指定する第三者が指名する評価専門家及び運営権者が指名する評価専門家により合意した時価算定方法。
31	事業終了時の取扱い	10	第2	1	(15)	イ	運営者の所有する資産のうち必要と認めたものを時価にて買い取るのとありますが、時価の算定定義はどのようなものですか。	No.30のとおりです。
32	募集及び選定のスケジュールについて	12	第3	2	-	-	入札説明書公表前に、実施要項等のパブリックコメントを実施するなど検討されているのでしょうか。	入札公告前に入札説明書（案）等を公表し、ご意見をいただく機会を設ける予定です。
33	募集及び選定のスケジュールについて	12	第3	2	-	-	入札説明書公表時には、サービス対価の参考積算資料も公表されるという理解でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	募集及び選定のスケジュールについて	12	第3	2	-	-	令和7年6月30日付で四国地方整備局より記者発表された「国営讃岐まんのう公園特定運営事業の「実施方針（案）」を公表します。」のリリースペーパーに記載の今後のスケジュール（予定）と一部相違がありますが、どちらが正しいのでしょうか。	リリースペーパーに記載の今後のスケジュール（予定）が最新のスケジュールです。
35	表現の違いの意味	13	第3	3	(9)	-	「入札価格及び提出書類を総合的に評価」という表現がありますが、12ページ（第31.）においては「総合評価落札方式」という表現を使っています。この2つの表現は意味が違いますか。	入札価格及び提出書類を総合的に評価する方式を「総合評価落札方式」と呼称しており、どちらも同じ意味です。

No	タイトル	記載箇所					質問	回答
		頁	数	数	(数)	記		
36	文意の確認	14	第3	5	(1)	⑥	第1次審査書類を提出した応募企業は、同時に当該応募企業以外の他の応募企業になることはできず、コンソーシアムの構成員になることもできない。また、第1次審査書類を提出したコンソーシアムの構成員は、応募企業になることはできず、同時に当該コンソーシアム以外のコンソーシアムの構成員になることもできない。・・・と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	リスク分担の基本的な考え方	16	第4	1			リスク分担について、官民対話による意見交換の場は今後予定されていますでしょうか。	以下のとおり官民対話の実施を予定しており、何れの官民対話においてもリスク分担について意見交換することは可能です。 実施方針（案）に関する官民対話：令和7年8月 実施方針等に関する官民対話：令和7年12月頃
38	リスク分担について	16	第4	1	(1)	-	法令、政策の変更による損失は運営権者が負担するとありますが、20年という長期間で承認事項も多いという契約で応募や投資の意欲が削がれないでしょうか。	法令、政策の変更等（特定法令等変更を除く）は、本事業に限らず、あらゆる事業に影響を与えるものであるため、運営権者がリスクを負担することが合理的であると考えています。
39	特定法令等の意味	16	第4	1	(1)	-	「法令、政策の変更等により運営権者に損失が生じるとき」とありますが、具体的な例をお示しください。また、特定法令等について、「特定法令」及び「等」にどのような法令が該当するのか、具体的な法令及び法令で規定される内容が想定されているのか、ご教示ください。	「法令、政策の変更等により運営権者に損失が生じるとき」は、都市公園法、建築基準法、法人税法、消費税法等の法令の変更等により、追加的な対応や費用が必要となる場合を想定しています。 特定法令等変更は、用語の説明に記載しているとおり「運営権者のみに適用され、他の者に適用されない法令等の変更、又は、本公園のみに適用され、他の都市公園には適用されない法令等の変更のうちのいずれかであって、運営権者に不当な影響を及ぼす日本の法令等の変更」であり、具体的な変更内容は想定していません。
40	特定法令等の内容	16	第4	1	(1)	-	特定法令等について具体的に教えてくださいませんか。	No.39のとおりです。
41	需要変動	16	第4	1	(2)		民間がコントロールできない需要変動リスク（人口減少などの社会的要因など）を負担することは難しくなる場合が考えられます。事業性の評価や新たなサービスの検討を行うために、事業期間中の集客目標や需要予測を、お示し頂けないでしょうか。	人口減少等への対応も含めて、民間ノウハウを活かした需要リスクへの対応（集客や収益向上）を期待しており、集客目標や需要予測は、民間事業者が提案するものと考えております。
42	需要変動リスクに意味	16	第4	1	(2)	-	『需要変動リスクは、実施契約に特定の定めがない限り、運営権者が追うものとする。』とありますが、上文にて『原則として自由とされていることに鑑み、』とあるにもかかわらず、実施契約には何かしらの定めがあるのでしょうか。ご教示ください。	「実施契約に特段の定めがない限り」は、他のリスク（不可抗力等）に該当する場合を考慮した記載であり、実施契約において、需要変動リスクに直接的に関係する例外規定を定めることは想定していません。
43	急激な物価変動について	16	第4	1	(3)	-	急激な物価変動とは、具体的にどのような経済指標を採用し、どれくらい変動したことを指すでしょうか。	入札公告日又は前回改定日を基準日として、一定割合以上の物価変動が発生した場合を「急激な物価変動」とみなして、サービス対価の改定を行います。 サービス対価の改定に用いる物価指数は現在検討中であり、詳細は、実施契約書（案）において示す予定です。
44	物価変動	16	第4	1	(3)		今後の実施契約にてお示し頂けるとは思いますが、急激な物価変動によるサービス対価の改訂基準日や改訂方法について、ご教示願います。	No.43のとおりです。
45	急激な物価変動について	16	第4	1	(3)	-	長期にわたるコンセッション事業においては物価変動要因のリスクを確実に回避する必要があります。価格の基準点をどこに置き、具体的なスライド額をどのような算定式により算定するのか、ご教示ください。 20年の契約期間中に、価格の算定を再度行う（例えば5年おき）ことが適正な業務価格の算定において必要と考えますが、このようなお考えはあるか、ご教示ください。 また、コンセッション事業（PFI事業）としては事業者の裁量が大きい性能規定による業務実施がふさわしいと考えます。数量規定、仕様規定を行わない場合、スライド対象経費をどのように検討されるのか、ご教示ください。 業務価格全体を対象として、物価変動指数等に基づいて包括的にスライド額算定を行うべきと考えますが、こうした可能性についてご教示ください。	【価格の基準点】 物価変動の基準日については、入札公告日又は前回改定日を基準日とします。 【スライド額の算定方法】 毎年度、基準日から一定割合以上の物価変動が生じた場合に、当該変動率を基準日時点のサービス対価に乗ずることにより、サービス対価を改定します。 詳細な算定式は、実施契約書（案）において示す予定です。 【サービス対価の再算定】 上記の物価改定による場合を除き、事業期間中にサービス対価を再算定することは想定していません。 【スライド対象経費】 サービス対価の内訳に含まれる全ての業務費等を物価改定の対象とすることを検討しています。
46	急激な物価変動とは	16	第4	1	(3)	-	『急激な物価変動が生じた場合、』とありますが、具体的な数字をご教示いただけますでしょうか。	No.43のとおりです。

No	タイトル	記載箇所					質問	回答
		頁	数	数	(数)	記		
47	契約不適合責任の理解について	16	第4	1	(4)	-	契約不適合が発見された場合の四国地方整備局における補償とは、例えば以下のような事象が起こった場合に、実施契約に定める範囲内で、四国地方整備局により営業補償をしていただけるという理解でよいでしょうか。 (事象例) ・運営権者が適切な維持点検を行ったにもかかわらず、電気設備等の基幹インフラが、故障し、休園せざるを得なくなった。 ・収益を得るための計画更新修繕対象施設外のオートキャンプ場施設において、予測できない物理的な瑕疵により営業ができなくなった。	契約不適合は注釈に記載しているとおり「運営権効力発生日時点で、法令上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な瑕疵であって、入札説明書等及び実施契約締結前に運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る」としており、これに該当する場合は、補償の対象となります。 (事象例の場合につきましても、上記に該当するか否かにより判断します。)
48	不可抗力	17	第4	1	(5)	-	不可抗力において、「不可抗力が生じた場合であって、業務の実施に関して運営権者に増加費用が発生した場合には、運営権者は、当該不可抗力及び増加費用の詳細について通知し、増加費用の負担について四国地方整備局と協議することができる。」との記載があります。不可抗力による増額については協議事項と示されていますが、疫病など(新型コロナウイルスなど)による、大幅な需要減およびそれに伴う収入減についても協議事項となるのでしょうか。	疫病等による増加費用の発生は協議事項となりますが、収入減は増加費用に該当しないため、収入減の負担を協議事項とすることは想定していません。
49	減額措置等の意味	17	第4	2	-	-	減額措置等の「等」の意味は、実施契約解除と運営権の取消などの可能性もあると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	減額措置等の意味	17	第4	2	-	-	『改善要求措置及び減額措置等を講ずる。』とありますが、「等」について具体的にご教示くださいますでしょうか。	改善要求措置及び減額措置を繰り返してもなお改善が認められない場合に、構成員の変更要求や契約解除等の措置を講ずることを検討しています。 詳細は、実施契約書(案)において示す予定です。
51	モニタリング	17	第4	2	-	-	各モニタリングの回数についてご教示ください。	各モニタリングにおける報告書等の提出回数等は以下のとおりです。 ①事業計画に係るモニタリング ・ 年次報告書：年1回提出 ②業務実施計画のモニタリング ・ 日報：毎日記載し運営権者が保管 ・ 月報：月1回提出 ・ 四半期報：四半期に1回提出 ③経営管理に係るモニタリング ・ 計算書類及び事業報告：年1回提出 ※その他、株主総会の実施時等に資料を提出 ④事業終了時のモニタリング ※事業終了に必要な資料を提出 なお、モニタリングの詳細は、実施契約書(案)において示す予定です。
52	モニタリングについて	17	第4	2	(1)	-	年次報告書の掲載についてどこまでの内容を公表するのでしょうか。	年次報告書には、事業計画書等に定めた取組(サービス向上、イベント、地域貢献等)の実施状況や、事業目標(入園者数、利用満足度、売上高等)の達成状況を記載いただくことを想定しています。また、運営権者が、自ら積極的に事業成果の発信を行うことを求めます。
53	年次報告書の考え方	17	第4	2	(1)	-	年次報告書とは、年次報告つまり1年に1回の報告と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	年次報告書の考え方	17	第4	2	(1)	-	ホームページへ1年に1回の報告と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	ステークホルダーとは	18	第4	2	(1)	-	「ステークホルダー」については、公園利用者、関係自治体、関係事業者、取引業者などさまざまな者が想定できますが、誰のことを指しますか。	ご記載のすべての対象者を含みます。また、広く国民を対象として、効率的かつ効果的な運営を実施していることを発信することを想定しています。
56	ステークホルダーの対象	18	第4	2	(1)	-	ステークホルダーとは、具体的にどの方々を対象として考えているのでしょうか。	No.55のとおりです。
57	運営権消滅後のこと	24	第7	1	(3)	イ	「運営権者は運営権の放棄又は四国地方整備局の指定する第三者に対する無償譲渡を行う。」と表現されていますが、国が本公園の所有権を有しなくなり、かつ運営権が消滅した後にあって、上述(「 」内)のようなことが行えるのでしょうか。	「運営権者は運営権の放棄又は四国地方整備局の指定する第三者に対する無償譲渡を行う。」は、「不可抗力により実施契約を解除する場合」の対応であり、「国が本公園の所有権を有しなくなった場合」の対応ではありません。 各箇条書きは、それぞれ異なる場合について説明しています。